

○国立大学法人千葉大学職員の年俸制に係る業績評価規程

平成26年10月1日

制定

最近改正 平成27年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人千葉大学就業規則第48条の4第2項の規定に基づき、千葉大学憲章及び千葉大学行動規範(平成17年10月11日制定)の理念の実現に向けて、本学職員の教育、研究、社会貢献及び大学運営等の業績を適正に評価するとともに、業績評価の結果を給与に反映することにより、職務遂行に対する意欲を高め、教育研究その他の活動の活性化及び質の向上を図ることを目的として実施する業績評価(以下「評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、次条に規定する対象教員が所属する学部、研究科、研究院、医学部附属病院、各共同利用教育研究施設、運営基盤機構、高等教育研究機構、学術研究推進機構、総合安全衛生管理機構及び未来医療教育研究機構をいう。

2 この規程において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(評価の対象)

第3条 評価の対象となる職員は、本学に常時勤務する職員のうち、国立大学法人千葉大学年俸制職員給与規程の適用を受ける教授、准教授、講師及び助教(以下「対象教員」という。)とする。ただし、特別な事情がある場合は、学長が別に定めるところにより、対象教員としないことができるものとする。

(評価の実施周期等)

第4条 評価は、毎年度実施する。ただし、評価実施年度の4月1日において、対象教員としての在職期間(以下「在職期間」という。)が6月未満の者の最初の評価は、在職期間が6月を経過した日の属する年度の翌年度に実施する。

2 新たに対象教員に採用された者であって、採用日における年齢が満40歳未満である者及び学長が別に定める者については、当該者からの申出により、採用等の日以後、最初の評価の実施周期を3年度以内に変更して実施することができる。

3 評価の対象となる期間(以下「評価期間」という。)は、評価実施年度の前年度の4月1日からその年度の3月31日までの在職期間とする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める期間とする。

- 一 評価期間における在職期間が6月に達しない者 対象教員となった日から在職期間が6月を経過した日の属する年度の末日までの期間
- 二 前項により、評価の実施周期を3年度以内に変更した者 同項の適用を受けることとなった事由の発生した日から、変更後の評価実施年度の前年度の末日までの期間
(評価分野、評価項目及び評価基準)

第5条 評価分野は、教育、研究、診療、社会貢献、産学連携、国際、大学運営等とする。

- 2 部局長は、部局の実情に応じて、評価分野を選択することができるものとする。ただし、特別の事情がある場合を除き、教育、研究、社会貢献及び大学運営の評価分野は選択しなければならない。
- 3 部局長は、評価分野ごとに評価項目及び評価基準を定めるものとする。
- 4 部局長は、職名別に評価分野ごとの標準となる重み付けを定めるものとする。
- 5 部局長は、前3項の規定に基づき定めた事項を学長に提出し、承認を得るものとする。
- 6 部局長は、学長の承認を得た評価分野、評価項目及び評価基準を所属する全教員に提示するものとする。

(評価の実施方法)

第6条 対象教員は、評価期間の開始後に、速やかに当該評価期間の教育研究等活動の計画を学長が別に定める個人評価書に記載し、部局長に提出する。

- 2 対象教員は、評価期間の終了後に、教育研究等活動の計画の達成状況及び達成状況の自己評価を個人評価書に記載し、学長が別に定める教育研究等活動実績報告書を添付して、部局長に提出する。
- 3 部局長は、評価基準に基づき個人評価書、教育研究等活動実績報告書等により、評価を実施する。
- 4 部局長は、評価の実施に当たって、必要に応じ、対象教員と面談することができるものとする。
- 5 部局長は、評価終了後速やかに個人評価書、教育研究等活動実績報告書等を学長に提出するものとする。

(学長による評価及び評価結果の通知)

第7条 学長は、部局長から提出のあった個人評価書、教育研究等活動実績報告書等に基づき、総合評価を行い、その評価結果を次の各号に掲げる評価結果の区分に応じて、当該各号に掲げる評語に決定する。

- 一 活動状況が極めて優秀 SS

二 活動状況が特に優秀 S

三 活動状況が優秀 A

四 活動状況が良好 B

五 活動状況が不良 C

2 学長は、評価結果を部局長及び対象教員に通知する。

(教員業績評価委員会)

第8条 学長は、年俸制に係る業績評価を適切に行うため、教員業績評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に、評価結果に対する対象教員からの意見申立てを審査するため、意見申立審査部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(意見申立)

第9条 対象教員は、評価結果に対し意見がある場合は、評価結果の通知を受けた後14日以内に、意見申立ての理由を記載した文書に根拠資料を付し、学長に対して意見申立てを行うことができるものとする。

2 学長は、前項の規定による意見申立て文書を受領後、速やかにその内容を確認のうえ、部局長に通知するとともに、意見申立てを審査する。ただし、学長が必要と認めるときは、意見申立て文書を受領後10日以内に部会を設置するよう、委員会に指示するものとする。

3 前項ただし書に基づき設置された部会は、意見申立てについて審査し、その結果を委員会に報告するものとする。

4 委員会は、部会からの報告に基づき審査のうえ、第2項ただし書の学長の指示から30日以内に審査結果を学長に報告するものとする。

5 学長は、第2項本文の審査に基づき、又は前項の審査結果を踏まえ、最終的な評価結果を決定する。

6 学長は、審査結果及び最終的な評価結果を、速やかに部局長及び意見申立者へ通知する。

(面談等)

第10条 学長は、必要に応じて、部局長及び対象教員に資料の提出を求め、面談等を実施することができるものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、職員の年俸制に係る業績評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、施行後3年を経過した後に見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。